

【訪問リハビリのご案内】

訪問リハビリとは

*要介護認定を受けられた方に対して、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能の維持・回復を図るものです。

当院での訪問リハビリを開始するまでの手順は*コチラをクリックしてください。

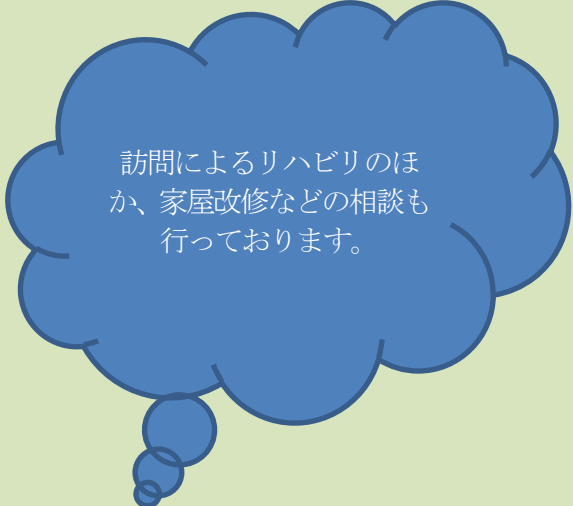
当院では、理学療法士2名、作業療法士1名が院内のリハビリと兼務で常勤しております。

勤務時間 8:15～17:00

実施地域 下呂市金山地域（周辺市町村は応相談）

営業日 月曜日から土曜日（祝日含む）

休業日 日曜日、12月30日から1月3日まで、その他



訪問によるリハビリのほか、家屋改修などの相談も行っております。

費用

○介護保険給付対象サービス

介護保険の適用のある場合は、原則として料金表の **1割負担** となります。

【料金】

◎基本料金 1回20分につき3,020円（1日最大60分まで）

【加算等】

◎サービス提供強化加算 1回20分につき60円

◎リハビリテーションマネジメント加算 要介護者のみ 1月につき600円

◎短期集中リハビリテーション実施加算 退院・退所日または認定日から起算して3ヶ月以内の場合1日につき2,000円

◎中山間地域等提供加算 1回20分につき基本料金に100分の5を加算する

【交通費】※保険適用外

市外 1日につき510円

相談窓口

窓口責任者 田口竹志 TEL 0576-32-2121 面談の場合は当事業所2階リハビリ室へお越しください。

*要介護認定

要介護認定とは、どれくらい介護サービスが必要か、などを判断するために各市区町村で行われる審査のことです。

①申請する

申請の窓口は市区町村の介護保険担当課です。申請は、本人のほか家族でもできます。また、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護保険施設に依頼することができます。

申請に必要なもの

- 申請書
市区町村の窓口にあります。
- 介護保険の保険証
40～60歳の方は健康保険の保険証が必要です。

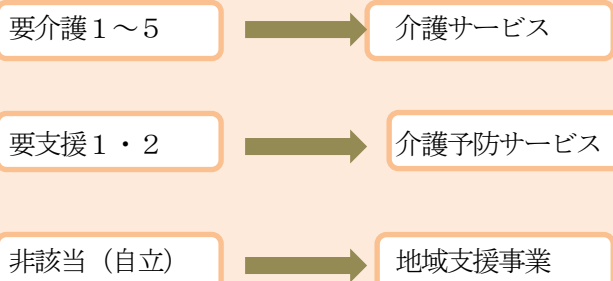
②要介護認定

申請をすると、訪問調査の後に公平な審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合（要介護度）が決まります。

- 訪問調査
市区町村の担当職員などがご自宅等を訪問し、心身の状態や日中の生活、家族・居住環境などについて聞き取り調査を行います。
- 主治医の意見書
市区町村の依頼により主治医が意見書を作成します。
- 一次判定
訪問調査の結果や、主治医の意見書の一部の項目をコンピューター入力し、一次判定を行います。
- 二次判定（認定審査）
一次判定や主治医の意見書などをもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査します。

③結果の通知

通知は申請から原則30日以内に届きます。要介護度に応じて、利用できるサービスや介護保険で認められる月々の利用限度額が違います。



*コチラ

① サービス利用の相談・提案

ご利用者とケアマネージャーで訪問リハビリテーション利用の話し合いをします。

② 担当者・主治医への利用依頼

ケアマネージャーが主治医と訪問リハビリテーション担当者に利用の相談をします。

③ ご利用者への状況確認

心身機能や生活状態を確認するため、ケアマネージャーと訪問リハビリテーション担当者が利用者宅へ伺います。

④ 主治医への指示依頼

ケアマネージャーまたは訪問リハビリテーション担当者がご利用者の主治医にリハビリテーションの指示を依頼します。

⑤ サービス説明・契約

訪問リハビリテーション担当者が主治医から指示を受け、ご自宅にリハビリテーションの内容や、日程の説明、サービスの契約に伺います。

⑥ 訪問リハビリテーション開始

以上の経緯の後、サービス利用表に沿って訪問リハビリテーションが開始されます。

このような方におすすめです

退院後の生活に不安のある方

自宅での生活で家族による介護が増えた方

リハビリによる通院が困難な方

訪問リハビリによるサービス内容

- ご自宅の環境に即した、リハビリテーションの提供。
- 脳卒中、骨折などの後遺症の改善、呼吸器疾患に伴う呼吸訓練の実施。